原単位の改善のための取組に関する状況 【2026年度提出分(2025年度実績)】※非特定事業者用

株式会社アサヒゴウセン

銘柄コード	
法人番号	2220001012615

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	11	繊維工業
細分類 (申請事業)	1118	かさ高加工糸製造業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	52,194 GJ	1,346 kℓ
前年度エネルギー総使用量		1,345 kℓ
非化石エネルギー総使用量	0 GJ	0 kℓ
調整後温室効果ガス排出量	0	t-CO_2

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業における エネルギー消費原単位※注 (2025年度実績)	□.□□	原単位分母 ■■■量(トン)				
	主たる事業の構成割合	□□.□ %				
事業者全体の エネルギー消費原単位 対前年度比	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
		□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	
事業者全体の 5年度間平均原単位変化(%)	□□.□					

※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における 電気需要最適化評価原単位 (2024年度実績)	□.□□	原単位分母 ■■■量(トン)			
DR実施日数	□□				
事業者全体の 電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の 5年度間平均原単位変化	□□.□				

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

種別	合計量
	0 t-CO2
-	- t-CO2
-	- t-CO2
-	- t-CO2

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	1.5%				
直近5年度間の実績値	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
			0.0	0.0	0.0
目安設定業種	■■	■■■■■業			
目安(2030年度)	【指標】●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●●の●●●に占める●●●の割合。 【目標となる水準】□□%以上				
目標(2030年度)	□□%				
直近5年度間の実績値	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
					□□%
目安設定業種	-	-			
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
					-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

老朽化した設備について以下の対策を実施する。
・受電設備について、変圧器をエネルギー損失の少ないトップランナー変圧器に更新する。(実施中)
・エアーコンプレッサーについて、高効率モーターを搭載するものとし、排熱を暖房に使用する。(実施中)
・加湿器について、現行のモーター、ポンプを使用しないドライフォグ方式に変更する。(一部使用中)
生産機械について以下の対策を実施する。
・試験中であった省エネルギータイプのエアーノズルに順次交換する。(実施中)
・旧型生産機械を省エネルギー効果の高い新型生産機に更新する。(実施中)

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

ほとんどのエネルギーを電気モーターおよび電気ヒーターで消費し、また24時間稼働しているために非化石エネルギーへの移行は難しいが、長期的には水素を用いた発電機やペロブスカイト太陽電池の導入も視野に入れながら、中期的には既存の技術で移行できるものを検討中。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄 (カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

●●●…

2. 関連リンク

(タイトル) : ●●●●●(URL)
(タイトル) : ●●●●●(URL)
(タイトル) : ●●●●●(URL)

(注意事項)
・赤枠囲み欄は必須記載です。
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。